

「第73回くじゅう山開き」 について

●お問い合わせ
観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

登山シーズンの到来を告げる山開きで、くじゅうの春を感じてみませんか。

山頂行事

- 日時 令和8年4月19日(日)
 - ・11:00～万歳三唱
 - ・11:10～記念ペナント配布
- 場所 久住山 山頂
- その他 少雨決行(中止の場合等、詳細は九重町 HPをご確認ください)



九重町
HP

遭難者追悼回向法要及び安全祈願祭

- 日時 令和8年4月19日(日)
 - ・8:30～遭難者追悼回向法要及び安全祈願祭
 - ・11:00～記念ペナント配布
- 場所 天空の大地 久住高原ホテル

マイナンバーカード 時間外窓口のお知らせ(要予約)

●お問い合わせ
住民環境課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までに、住民環境課(☎76-3802)まで電話でご予約ください。

★開設予定日		
平日	4月7日(火)	午後5時～ 午後7時
	4月23日(木)	
	5月12日(火)	
	5月28日(木)	
	6月9日(火)	
	6月25日(木)	
休日	4月11日(土)	午前9時～ 正午
	4月26日(日)	
	5月9日(土)	
	5月24日(日)	
	6月13日(土)	
	6月28日(日)	

後期高齢者医療高額療養費に該当している方へお知らせの通知を送付します

●お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

後期高齢者医療の被保険者で、1か月の医療費が自己負担の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、お知らせの通知をお送りしますので、通知書が届いた方は地域共生支援課の窓口にて申請の手続きをしてください。一度申請をすれば再度の申請は不要となり、該当する月があれば指定の口座に振り込まれます。

令和8年度国民健康保険税の年金特徴仮徴収額について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

令和8年度の国民健康保険税について、令和8年2月の年金特徴対象者は、令和8年2月年金特徴額が令和8年度4月以降の仮徴収額となります。

年金受給月	種類	備考
4月、6月、8月	仮徴収	原則として前年度2月分の保険税額がそのまま徴収されます。
10月、12月、2月	本徴収	前年の所得をもとにして保険税から仮徴収額を除いた額が徴収されます。

※令和8年度中に75歳到達により後期高齢者医療保険へ加入される方については、令和8年4月の年金特徴から、普通徴収(納付書または以前登録されている口座からの引落し)へ変更となります。

社会保険の加入や脱退の際は 手続きが必要です

●お問い合わせ
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

就職や被扶養者の認定となったことにより、国民健康保険から社会保険に変わった場合は必ず届け出が必要です。届け出をされるまでは国民健康保険税もかかり続けますので速やかに手続きをお願いします。

また、社会保険を喪失した場合(会社をやめた・扶養から外れた場合など)には、自動的に国民健康保険の加入にはなりません。国民健康保険に加入される場合は、下記の書類をお持ちのうえ、地域共生支援課へ届出を行ってください。扶養の方も加入される場合は、扶養の方全員の名前が記載された証明書が必要です。

【社会保険に加入したときの届出に必要なもの】

- ・社会保険資格確認書、または資格取得証明書等
- ・届出に来庁される方の身分証明書

【国民健康保険に加入するときの届出に必要なもの】

- ・資格喪失証明書または離職票(扶養の方も加入する場合は資格喪失証明書が必要です)
- ・届出に来庁される方の身分証明書

修学における国民健康保険 被保険者の特例について

●お問い合わせ
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

九重町国民健康保険の加入者が町外へ転出した場合、転出先の国民健康保険に加入する必要があります。ただし、修学のため町外に住所を定め転出する場合、「学生特例」が適用され、申請により九重町の国民健康保険に引き続き加入することができます。

転出先の国民健康保険に新しく加入するか、学生特例の適用を受けるかを選択のうえ、学生特例の適用を希望される方は地域共生支援課にて申請をお願いします。

【申請に必要なもの】

- ・申請書(ホームページからダウンロードするか窓口でお渡しできます)
- ・学生証のコピー、または在学証明書等

国民年金広場

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

●お問い合わせ 日田年金事務所 ☎0973-22-6174
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

国民年金は、20歳を迎えると全ての方が被保険者となり、保険料を納付しなければなりません。しかし、被保険者が学生で、所得が一定額以下である場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができます。

対象となる方

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

所得基準のめやす

128万円 + (扶養親族の数 × 38万) + 社会保険料控除等 で計算した額以下

学生納付 特例制度の メリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

申請方法

- 申請書による申請 申請書に記入のうえ、役場地域共生支援課窓口、又は年金事務所へご提出ください。併せて、学生であることを証明する学生証等の写しが必要です。
- 電子による申請 マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルから手続きを行ってください。学生証等については画像でアップロードする形となります。
- ハガキによる申請 前年に保険料納付を猶予されている方で、次年度も在学予定の方へは、4月にハガキ形式の申請書が届きますので、記入のうえ、返送してください。

児童手当のお知らせ

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3828

各種届出は出生や転入から15日以内に！

児童手当の必要な届出は事由発生日の翌日から数えて15日以内に行ってください。届出がない場合や遅れた場合、手当を受給できない月が発生します。

▶届出が必要な場合



- 子どもが生まれたとき
- 他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出したとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- 新たに児童を養育するようになったとき、児童を養育しなくなったとき
- その他家庭状況に変更があったとき（詳しくはお問い合わせください）



令和8年度 児童手当の支払日は下記のとおりです。

支払日	該当月
令和8年 4月10日（金）	令和8年2月・3月分
令和8年 6月10日（水）	令和8年4月・5月分
令和8年 8月10日（月）	令和8年6月・7月分
令和8年 10月 9日（金）	令和8年8月・9月分
令和8年 12月10日（木）	令和8年10月・11月分
令和9年 2月10日（水）	令和8年12月・令和9年1月分



※支払時に「支払通知書」は送付いたしませんので、通帳等で確認をお願いいたします。

こども誰でも通園制度が始まります

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3828

令和8年4月から「こども誰でも通園制度」が始まります。

「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな事業です。

【対象】 こども園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用時間】 月10時間まで

【利用方法】 事前に利用申請及び面談が必要

【実施施設】 町内の認定こども園

施設名	住所	電話番号
ここのえみつばこども園	九重町大字引治508-1	0973-73-2555
ここのえ飯田こども園	九重町大字田野1624-9	0973-73-3590

【利用料】 利用するお子さん1人1時間当たり300円

※現在、九重町で実施している一時預かり事業についても引き続き実施します。

令和8年度健診希望調査を行います 一年に1度健診を受けましょう

●お問い合わせ【がん検診・健診全般について】 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎0973-76-3838
【特定健診・受診券について】 地域共生支援課 国保年金グループ ☎0973-76-3821

19歳以上の町民を対象に健診受診希望調査を行います。
受診者数及び受診状況把握のため受診を希望しない方も提出のご協力をお願いいたします。

1

健診受診希望調査を提出します【4月6日(月)締切】

調査票は3月中旬に全世帯に郵送しております。
詳しい健診の内容は、同封の「九重町健診ガイド」をご覧ください。
※希望調査提出後の検診項目や受診日の変更は可能です。



2

受診券が届きます(5月頃)

40～74歳の九重町国民健康保険加入者、75歳以上の後期高齢者の方は受診券がご自宅に届きます。39歳以下の方の受診券はありません。
※社会保険加入者は医療保険者から案内があります。

3

予約をします

※巡回健診(町での健診)は希望調査の提出で予約完了

- ★巡回健診のうち、乳房超音波検査(39歳以下対象)と託児を希望される方は、「九重町健診ガイド」でご確認の上、別途ご予約ください。
- ★施設健診(別府市)を希望する方は予約をしてください。
【予約先:大分県厚生連健康管理センター ☎0977-75-6154】
- ★個別健診(医療機関)の対象医療機関については
【国保年金グループ ☎76-3821】にお問い合わせください。
※個別健診は40歳～74歳の国保加入者と75歳以上の方が対象です。

4

検診セットがご自宅に届きます(5月中)

- ★希望調査で巡回健診(町での健診)を「受ける」と回答した方のみ
- ※施設健診を予約された方は健診前に施設から検診セットが届きます

5

健診を受けます

混雑を避けるため、問診票の事前記入をお願いします。

提出

未提出

保健衛生グループに予約して、健診日の前日までに検診セットを取りにお越しください。

肺がん・結核検診の自己負担金は65歳から無料です!!

世界保健機関(WHO)では、3月24日を「世界結核デー」としています。「結核」は昔の病気だと思いませんか?今でも日本国内で年間約1万人が新たに発病し、1,500人以上が命を落としている主要な感染症です。近年では、結核患者に占める高齢者の割合が高くなっています。ご自身の健康管理のために、健康診断と合わせて年に1回は胸部レントゲン検査を受けましょう。

☆巡回健診では、車いすのまま胸部レントゲン検診車に入ることができるリフト車もありますので、介助が必要な方は事前に保健衛生グループまでご相談ください。

このえ健康ダイヤル(電話による健康・医療相談サービス)の廃止について

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

このえ健康ダイヤル(電話による24時間健康・医療相談サービス)について、令和8年3月31日をもって、サービスを終了させていただくことになりました。平成25年より長い間、このえ健康ダイヤルをご利用いただきありがとうございました。

4月1日からの電話相談については、令和7年7月1日よりスタートした大分県救急安心センター(#7119)が利用できます。#7119は、急な病気やケガなどで緊急性の有無や応急手当の方法、適切な医療機関などについて相談員(看護師等)から助言を受けることができる電話相談窓口です。子どもの場合は、こども救急電話相談(#8000)が利用できます。

■大人の場合(概ね15歳以上)

大分県救急安心センター

#7119 または

097-532-7119

(県境地域からやIP電話・ダイヤル回線の場合はこちら)



■子どもの場合(概ね15歳未満)

こども救急電話相談

#8000 または

097-503-8822

(県境地域からやIP電話・ダイヤル回線の場合はこちら)



■受付時間

平日・土曜日 午後7時～翌朝8時

日曜日・祝日 午前8時～翌朝8時(お盆・年末年始を含みます)

※この電話相談は、病気の診断・治療をするものではなく、判断の参考としていただく助言をするものです。

※相談料は無料ですが、通話料はご負担いただきます。

※回線数に限りがありますので、簡潔にご相談ください。

※緊急時には、ためらわず119番で救急車を呼んでください。

令和8年度から定期高齢者肺炎球菌予防接種のワクチンと自己負担額が変わります

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

高齢者がかかる肺炎の中で、もっとも頻度の高い「肺炎球菌」という細菌感染を予防するための予防接種が高齢者肺炎球菌予防接種です。国の予防接種法に基づいた定期接種として、65歳の方を対象に実施しており、九重町では65歳の誕生日を迎えた方を対象に、誕生月の翌月に接種券と予診票等を個別で通知しているところです。

令和8年4月1日から、この定期高齢者肺炎球菌予防接種に使用されているワクチンが、より高い有効性が期待できるワクチンに変更となるため、接種にかかる自己負担金が以下のように変更となります。

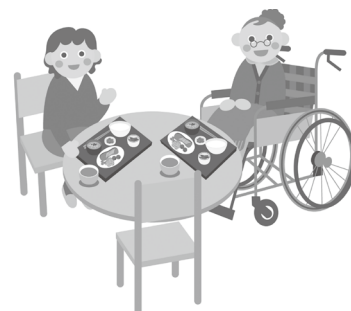
【令和8年3月31日まで】自己負担金：2,000円

【令和8年4月1日から】自己負担金：3,500円

※詳細については、対象となる方への個別の通知でお知らせいたします。



令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮とは、具体的にどのようなことなのでしょう。また、障がいのある人に合理的配慮を行う際に、事業者はどのようなことに対応する必要があるのでしょうか。今回は、具体的な例を取り上げて紹介します。



1 合理的配慮の提供とは

社会生活において提供されているサービスや設備などは、障がいのない人には簡単に利用できる一方で、障がいのある人には利用が難しく、結果として障がいのある人の行動や活動を制限してしまう場合があります。このような障がいのある人にとっての社会的なバリアについて、障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい。」という意思表示があった場合には、事業者にとって負担や費用が重すぎない範囲で、バリアを取り除くために必要な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

2 対象となる事業者とは

ここでいう「事業者」とは、企業や団体、店舗のことであり、目的の営利、非営利、個人、法人を問わず、同じサービスを反復継続する意思を持って行うものとなります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に含まれます。

3 具体的な事例（肢体不自由の方）

- ①【申出の内容】飲食店にて、車椅子を利用している身体障がい者から、「車椅子に座ったまま飲食したい」との申し出があった。
【配慮の内容】テーブルに備え付けられている椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。
- ②【申出の内容】商業施設で松葉づえを利用している身体障がい者が、「エレベーターを利用したいが故障しており2階に上がることができない。何か方法は無いか。」と申し出があった。
【配慮の内容】裏口にある従業員用のエレベーターを使って2階まで上がってもらった。

日出生台演習場のシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動の実施について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

春期の日出生台演習場内でのシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動の実施についてお知らせします。

期間：令和8年4月上旬（去年は4月1日から4月3日まで）

内容：日出生台演習場内では銃器を使用したシカ・イノシシの有害鳥獣捕獲活動を予定しています。

実施期間中は、大変危険ですので、演習場内には立ち入らないようお願いします。詳細が決まりましたら、無線及びデータ放送でお知らせします。

ヤングケアラー、知っていますか？

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 こども家庭センター ☎0973-76-3876

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。こどもが家事や家族の世話をするのは、ごく普通のことだと思われるかもしれませんが、しかし、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、友人との何気ない時間、将来のことを考える時間…こどもにとって大切な時間と引き換えに家事等行うことで、その責任や負担の重さから学業や友人関係に影響が出てしまうことがあります。また、本人が自覚していない、誰に相談すればよいか分からない場合もあるため、周囲の大人が気づき支援につなげる必要があります。心配な状況にいるこどもを見つけたら、相談窓口へご連絡ください。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

大分県ヤングケアラー相談窓口



LINE
<https://lin.ee/Lr4Luay>

◀ 二次元コード

ヤングケアラー専用電話相談
097-546-1451 (24時間365日対応)

いつでも子育てほっとライン<大分県>
0120-462-110 (24時間365日対応)

<出展:「ヤングケアラーとは」(こども家庭庁)(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e0eb9d18-d7da-43cc-a4e3-51d34ec335c1/a233e65f/20230401_policies_young-carer_06.pdf)を加工して作成>

「くす・このえ合同創業セミナー」参加者募集について

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

「創業に興味があるけど、何から始めればいいのかわからない」、「もっとお客さんを増やしたい」という方等を対象に、九重町・玖珠町では合同で創業セミナーを開催しています。

セミナーでは、経営の基礎知識を学べるとともに、仲間づくりの機会にも繋がりますので多くの方のご参加をお待ちしています。

開催日時
(全4回)
第1回：令和8年5月13日（水）18：30～20：30
第2回：令和8年5月20日（水）18：30～20：30
第3回：令和8年5月27日（水）18：30～20：30
第4回：令和8年6月10日（水）18：30～20：30

開催場所 九重町役場 3階 301会議

参加費 無料

対象者 玖珠郡内での創業に興味のある方（既に創業されている方も対象です）

内容 経営、販路開拓、人材育成、財務会計基礎、ワークショップ（創業計画書作成）等

申込期限 各セミナー開催日の1週間前まで

要予約 出張相談（個別相談会）

- 日時 6月3日（水）16:30～20:30
- 場所 九重町役場2階 201 会議室



▲九重町HP

草刈機等の貸出しを行っています!!

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

九重町内の農地及び林地（周辺農道等含む）の維持管理を行う際に使用する草刈機等について、令和7年8月から予約及び貸出しを実施しています。なお、貸出しにつきましては「草刈機等使い方講習会」に参加された方が対象となりますので、ぜひお誘いあわせのうえ、お気軽にご参加ください。（※天候によって延期する場合があります。ご了承ください。）



【草刈り機等使い方講習会】

- 開催日時：4月16日（木）10：00～11：30
4月18日（土）10：00～11：30
- 実施場所：大分県農協九重支店 配送センター裏
- 講習内容：使い方説明、実演、貸出予約の方法について等
- 準備物：動きやすい服装、熱中症対策、ヘルメット等
- 事前申込：九重町役場 農林課（0973-76-3804）

【貸出草刈り機等一覧】



ラジコン草刈機
(共立RCM601)

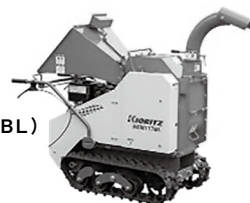


乗用草刈機
(ラビットモアー、キャニコムCMX2206HC)



法面草刈機
(スパイダーモアー、オーレックSP853A-Y)

木材破砕機
(ウッドチップパー、共立KCM117BL)



背負式ブロワー
(ゼノアEBZ8560RH)

あなたの犬・ねこがみんなに受け入れられるために

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

責任感を持って犬・ねこと接しましょう

最近、放し飼いの犬や外を自由に歩き回るねこが、近所の人に迷惑をかけたり不快感を与えている、という苦情がよく聞かれ、飼い主のモラルが問われています。

周囲の人全てが犬・ねこ好きとは限りません。そんな方からも理解を得られるように、飼っている、またはお世話している犬・ねこに対しての責任を持ちましょう。

飼う前によく考える!

- ・毎日世話ができるか
 - ・飼育スペースに問題ないか
 - ・費用がどのくらいかかるか
 - ・トイレ等のしつけができるか
 - ・家族が賛成しているか
- など、しっかり確認と準備してから飼うようにしましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務!

犬を飼い始めたら、

- ・犬の登録（生涯1回）
- ・狂犬病予防注射（毎年1回）

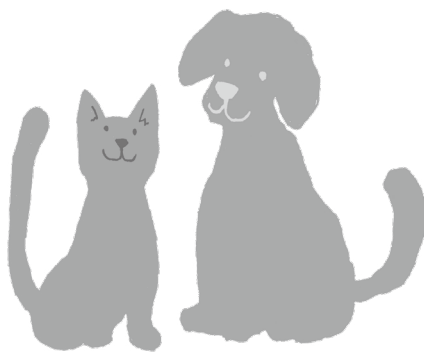
を行い、その際に交付される鑑札と注射済票を犬に装着してください。

ねこは室内飼いを!

ねこは、十分にえさを与えてお世話をすれば、広い生活空間でなくとも飼育できます。むしろ、外に出ることで、病気をもったり事故にあったり、近所に迷惑をかけて嫌われるかもしれません。

放し飼いはしない!

犬を単独で散歩へ行かせることは、事故や犬同士のケンカ、近所迷惑などの原因になります。うちの犬は戻ってくるから大丈夫、というのは責任放棄と同じです。きちんとお世話することが、一番の愛情です。



不妊・去勢手術を受けましょう!

生まれただけ飼えないので捨てる、処分する、などの不幸な生命を生み出さないために、手術を受けさせましょう。手術をすることで、性格が穏やかになる、生殖器系の病気にかからない等のメリットもあります。

しっかりしつける!

人も犬もねこも地域の仲間です。犬・ねこが原因でトラブルが起きないように、しつけの徹底を行ってください。特に、人にいきなりとびかからない、無駄吠えをさせない、などをしっかりと教えてあげましょう。

簡単に捨てないで!

どうしても手放さなくてはならない・・・そんなときに犬・ねこを捨てないでください。貰い手を探す、愛護団体に相談するなど、別れる時まで責任を持ってください。

(動物愛護法で愛護動物の遺棄をした場合、罰金刑があります。)

住民参画の町づくりを考える会 会長 飯田祥治郎

九重町議会の傍聴に行った折、傍聴席から質問ができれば良いなど、数人で話していたところ、長崎県小値賀町^{おぢかちょう}で実施していると知り、町の「まちの担い手応援事業」を活用し研修に行った。

島のフェリー桟橋に着くと、議長と議会事務局長の出迎えを受け、歴史民俗資料館に案内してもらい、約2万年前からの島の歴史や鯨漁で栄えた漁村であったことを知った。町の面積25.5km²、人口2,000人、予算40億6,200万円、経常収支比率84.6%、公債費9.3%、議員報酬21万5,000円、議員平均年齢60歳、8名中3名は移住者とのことである。

夕方6時半より議会が開かれ、我々も傍聴に臨んだ。まず、町長より30分ほどの町政報告が課ごとにあった（年4回あり）。その後議員の一般質問があった。議員の質問は、一問一答の質問時間は30分で執行部の回答の間は時計が止まっていた。その後、模擬公聴会では、2人の地元の傍聴者から質問があった。この模擬公聴会も途中で中断したことがあったとのこと。議員の事前通告以外の質問や要望等の意見により、議会の運営がスムーズにいかないとのことであった。しかし、今ではルールを決めて実施している。

翌日は朝から議長と局長の案内で島内を見て回る。その後庁舎で、議員8名と昼食を取り、小値賀町の概要と議会の取組を伺った。取り組みとしては、

- ① 「能動的に行動する議会」
一年間を通して常に議会を開いている会期制の導入。
- ② 「住民と共に歩む議会」
「出前議会」、「あおぞら議会」、「議会と語ろう」など住民との対話の実施。
そして、小学生から高校生までを対象とした模擬議会の実施。
- ③ 「政策を提案する議会」
議員発議や委員会発議に対する修正案の積極的な提出や審議における付帯決議を活用し、
政策立案や政策提言の取組。

当地には様々な市町村から研修に来られることはあるが、民間の団体（住民参画の町づくりを考える会）からの研修を受けたのは初めてであると言われました。

我が町でも、是非とも小値賀町議会のように「開かれた議会」、傍聴席から質問が出来るような制度（条例）を作っていただきたいと切に願ってやみません。今回の研修がとても有意義なものであった事に対して、町の理解のもとに実施できたことに感謝申し上げます。





『令和8年1月から火災予防条例に新設されました』 林野火災注意報・警報



日田玖珠広域消防組合

林野火災注意報・警報とは



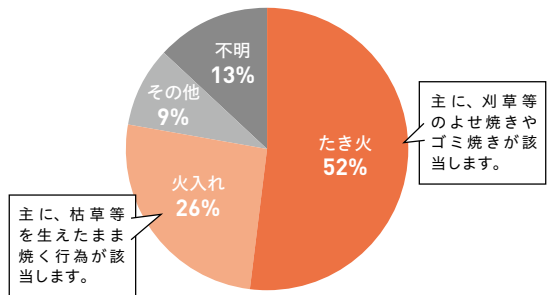
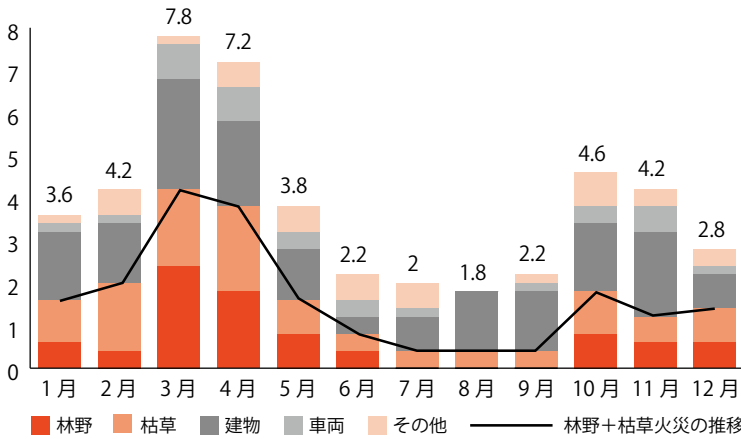
近年全国的に多発している林野火災の予防対策として、林野火災が起こりやすい1月から5月の期間、林野火災の予防上注意が必要と判断される気象条件に達した際に発令するものです。
※上記期間以外にも気象状況によっては発令されます。

※発令情報や条例の詳細については当組合のホームページをご覧ください →



管内でも春は林野や枯草の火災が多数発生!

その原因の多くがゴミや枯草の焼却によるものです!!



主に、枯草等を生えたまま焼く行為が該当します。

主に、刈草等のよせ焼きやゴミ焼きが該当します。

【林野及び枯草火災の出火原因*】

※R3～R7の平均値

発令時に制限されること

以下の制限について、注意報発令時には努力義務、警報発令時には義務が課せられます。

- (1) 山林、原野等で火入れをしないこと。
- (2) 煙火(花火)を消費しないこと。
- (3) 屋外で火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外で引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等で喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火の粉を始末すること。

※ 警報発令時は、罰則もあるので要注意!!

ちなみに

屋外のゴミ焼きは違法行為です!

絶対にしないようにしてください!!

